

アメリカ合衆国コロラド州におけるいじめ防止の取組み

井樋 三枝子

【目次】

はじめに

I コロラド州におけるいじめ対策

II 学校管理と生徒の規律—コロラド州と東京都の比較

III 『コロラド州校内暴力防止及び生徒の規律に関する手引』

IV ジェファーソン学校区の行為規程

おわりに

はじめに

2006年10月安倍総理大臣は、教育再生の強化を図るため教育再生会議を設置した（平成18年10月10日閣議決定）。この会議では、同時期にいじめが原因と見られる中高生の自殺が頻発し、大きな社会問題となったこともあり、当初の検討課題であった学力向上等よりも、いじめ事件の対応で不手際が目立った教育委員会の改革等が課題として優先されることとなった。^(注1)

2007年1月に出された教育再生会議第一次報告^(注2)では、当面の取組みとして、7つの提言と4つの緊急対応が打ち出された。この4つの緊急対応では、①いじめ問題対応、②教員の免許更新制の導入、③教育委員会制度の抜本的改革、④学習内容、学校の責任体制の確立が提言されている。これらを受けて地方教育行政法等の改正が俎上に上がっている。

いじめ問題は、アメリカにおいても重大な関心事である。2005年の統計では、公・私立中高生の3割弱が過去半年の間にいじめを受け、2割弱が加害者としていじめに関与したことがありとされている。^(注3)

アメリカでは、合衆国憲法の中に教育に関する規定はなく、州ごとに異なった教育行政制度が採用されている。こうした事情もあり、いじめに対する取組みを全国的に概観することは難しい。

現在、州法上いじめに関して何らかの特別な法律を有している州は17である。^(注4) そのうち、比較的多くの州では、学校区(school district：州政府の下、一般行政区域から独立しておかれる行政区域。学校区の教育委員会によって管理、管轄される。)に対し「いじめ防止指針」の策定を州法で義務付ける方法が採られている。^(注5)

本稿では、こうしたアメリカの状況についてコロラド州を具体例として紹介し、適宜日本の状況と比較参照することにより、国内の議論への参考にしたい。

I コロラド州におけるいじめ対策

アメリカにおけるいじめ防止指針の内容は、州により異なる。コロラド州では、包括的ないじめ防止指針の策定を各学校区に義務付ける州法を有している点に特色がある。

この指針は、学校の安全な管理運営という観点から、学校区ごとに定める生徒行為規律規程(student conduct and discipline code)のなかで、校内暴力、麻薬販売・所持、人種差別、性的嫌がらせなどの違法行為と同様に、いじめ事件にも対応し、その防止のための方策、事件の通報や調査の方法等を規定するよう義務付けている。^(注6)

また、コロラド州の法務長官は、学校区や教育委員会、学校長、関連の法執行機関や司法機関に対し、いじめ問題を含む、学校での暴力防

止と生徒の懲戒に関する包括的な手引である『コロラド州校内暴力防止及び生徒の規律に関する手引』を作成し、配布している。

この手引は、州法の規定に基づき、学校の安全と生徒の処遇に関して、州公立学校が拘束される事項について網羅的に解説した参考書である。その内容は、IIIにおいて詳述する。

II 学校管理と生徒の規律—コロラド州と東京都の比較

日本では、戦後、アメリカの制度をモデルとした地方の教育委員会制度が設けられたが、成立直後から問題点が指摘され、昭和30年代に入り、教育に関する国の責任と監督を強化するという目的で制度改正が行われている^(注8)。そのため、日本の現行の教育委員会制度とアメリカの制度との間には、少なからぬ相違があり、それが、教育現場末端の実状においても様々な違いを生み出している。

先に述べたように、アメリカでは州ごとに教育制度が異なっているが、例えば、コロラド州では、幼稚園から高等学校までの公立学校に関して、州教育省と州教育委員会の下、約140の学校区と約20の協力学区（障害児教育等、特定の教育目的のため、複数の学校区が協同して作る学校区）が置かれている。それぞれの学校区は独立した教育行政区としての権限と責任を有している。

また、コロラド州では学校区ごとに定める生徒行為規律規程において、いじめ対応指針、生徒の懲戒手続や懲戒にかかる要件を明記するよう州法で明確に規定されている。また、日本では法的根拠が曖昧な校内規程で定められるような服装規定等もここに含まれることとされている。

このように生徒行為規律規程は、生徒がどのような違反をすればどのような懲戒が行われるかということを細部まで明確にしている。

コロラド州では、^(注9)州法によりアクレディテーション（公立学校及び学校区の認定）において州教育省が策定したアクレディテーション指標を用いなければならないと定められている。このアクレディテーションにあたっては、^(注10)州法に基づき、いじめ防止対策指針が学校区の生徒行為規律規程に盛り込まれているかどうかチェックするよう義務付けられている。

一方、日本の、例えば、東京都の公立高等学校生徒の懲戒は、すべて学校長の裁量の範囲となっている。中学校までは義務教育であり退学のような懲戒処分は想定されていないことから、ここでは、公立高校生徒の処遇関係の規定を取り上げてみる。

「東京都立学校の管理運営に関する規則」^(注11)（以下「都立学校管理運営規則」とする。）第23条では、「学校教育法」^(注12)第11条に規定される生徒に対する懲戒は、校長が行い、その範囲は校長が定めることと規定されている。

また、「都立学校管理運営規則」第12条の9では、学校運営管理規程の策定が校長に義務付けられている。しかし、各校の学校運営管理規程中にも、コロラド州のような生徒行為規律規程は見当たらない。

学校運営管理規程の標準規程を策定した東京都教育委員会の通達^(注13)では、各学校は「校内規程」（いわゆる「校則」）を置くことが認められている。校内規程は、学外から知ることは難しいが、公式ウェブサイトで公開されている都立板橋高等学校の校内規程^(注14)は、時間割や生徒の委員会、定期試験や大学進学推薦等の手続きを定めている。さらに付録として「生徒心得」を置き、生徒の髪型、服装等について規定している。しかし、校内規程や「生徒心得」に違反した場合は、生徒に対しいかなる懲戒が行われるのかは、校内規程中にも、学校管理規程中にも規定されていない。

また、東京都の場合には、高等学校の設置は、

「東京都立学校設置条例^(注15)」の改正案を都教育委員会が議会に提出することにより行われる。その際に当該学校が具備すべき要件等を定めた条例等は存在しない。設置にあたり、いじめ防止指針や生徒行為規律規程等の策定が要請されるといった規定は見当たらない。

Ⅲ 『コロラド州校内暴力防止及び生徒の規律に関する手引』

『コロラド州校内暴力防止及び生徒の規律に関する手引』(Colorado School Violence Prevention and Student Discipline Manual, 以下「手引」とする。)^(注16)は、1999年に初版が刊行され、関連の州法の改正をフォローする形で改訂が重ねられている。直近では、2006年10月に最新版が出されている。

手引は、書式、雛形や関連文書等を含んだ100ページ強にわたる詳細な内容となっている。以下がその目次である。

コロラド州校内暴力防止及び生徒の規律に関する手引

- 第Ⅰ章 学校区の生徒行為規律規程、教員による職務に基づく合理的な身体的介入の免責
- 第Ⅱ章 ギャングシンボルの学内における規制及び服装規程
- 第Ⅲ章 学校安全計画及び学校安全報告提出の義務
- 第Ⅳ章 生徒の停学、退学、入学拒否
- 第Ⅴ章 学校に関する特定の刑法違反
- 第Ⅵ章 いじめの重大性と犯罪に相当するいじめ
- 第Ⅶ章 子どもの行為に対する親の法的責任
- 第Ⅷ章 犯罪や非行に関する強制的な報告義務
- 第Ⅸ章 生徒に対する捜査のための法的ガイ

ドライン

- A 生徒に対する学校側の捜査の着手に際して必要とされる相当な理由のある疑いに関する基準
- B 生徒の同意に基づいた学校側の捜査
- C 生徒に対する捜査を正当化する事実の文書化
- D 生徒に対する推奨される捜査手続方法
- E 無差別方式で行うことにより、適切と認められる特定の疑惑のない一般的な捜査
 - 1 薬物のテスト
 - 2 ロッカーの搜索
 - 3 金属探知機を用いた生徒の検査
 - 4 麻薬捜査犬の利用
 - 5 緊急の医療上の理由による捜査
- F 生徒に対する搜索に関するコロラド州判例

本稿では、第Ⅵ章のいじめに関する部分を中心に紹介し、他の章については簡単に言及するに留めたい。

<第Ⅰ章 生徒行為規律規程、身体的介入の免責>

学校区は、州法により生徒の行為や規律について定める規程を策定することが義務付けられている。^(注17)

その内容は、生徒の管理、安全、福祉に関する一般的指針、破壊行為を行う生徒(disruptive students)の処遇、習慣的に破壊行為を行う生徒の退学処分手続、武器や薬物の学校への持ち込みの禁止、生徒の捜査、破壊行為を行う生徒やいじめを行う生徒に対する教職員による合理的な身体的介入の承認等である。

生徒に対する身体的介入に対しては、教職員が児童虐待として訴えられる可能性が懸念される。しかし、生徒行為規律規程を遵守するため

の行為は、教職員が善意で職務に誠実に行った場合には、州法上の規定に則り身体的介入を含め、民事責任を免責される。^(注18)

＜第II章 服装規定＞

学校区は、州法により生徒行為規律規程に服装規定をおき、ギャングに関連する特定の服装を禁止することが義務付けられている。^(注19)

＜第III章 学校安全計画、学校安全報告＞

各学校区は、「安全」をすべての公立高校における最優先課題とするよう学校理念において述べるよう州法で義務付けられている。^(注20) また、学校安全計画を策定し、実行することも義務付けられている。^(注21)

学校安全計画には、学校区に対して、生徒の平均出席率や生徒行為規律規程違反の報告並びに安全危機管理、学校環境、安全及び警備に関する年次報告を行うよう各校に義務付ける規定を置くこととされている。

＜第IV章 停学、退学、入学拒否＞

生徒の入学拒否、停学（授業出席停止または登校禁止）、退学に関しては、州法で定められている。^(注22)

学校長権限では、学校区の生徒行為規律規程に違反した生徒に停学を課することが認められている（最大5授業日、深刻な場合は最大10授業日で合計は25日を超えない範囲）。

学校区教育委員会は、停学理由と同様の違反行為を理由として、生徒の退学処分を行う。

また、学校区教育委員会は、過去12か月の間に他の学校区で退学となった生徒や、過去12か月の間に他の学校区で生徒や教職員に危害を与える行為を行った生徒に対しては、生徒の入学拒否の権限も有している。

＜第V章 学校での刑法違反行為＞

学校（公立、私立の小、中、高校）での高度に殺傷力を有する武器の所持、^(注23)ドラッグや規制薬物の販売、^(注24)学校の敷地、校舎等への攻撃（例えば、学校内に爆発物を仕掛けたと虚偽の通報^(注25)をすること等も含まれる。）^(注26)を行った生徒や、習慣的、恒常的に（1学年度に3回以上）破壊行為を行った生徒は、強制的に退学処分となることが州法で定められている。

脅迫、威圧、暴力等を用いて生徒や教職員の学校活動を妨害することも、犯罪となる。^(注27)このような行為を行う生徒及び生徒以外の者が、学校職員から要請されたにもかかわらず、学校から退去しない場合は違法となる。^(注28)

＜第VI章 犯罪となるいじめ＞

各学校区は、生徒行為規律規程において、生徒間のいじめが犯罪を構成する重大な事項であることを明記し、いじめ対応指針を策定するように州法で義務付けられている。^(注29)

ただし、州法上、いじめの定義は存在するが、いじめを禁止する条項は存在しない。一般的にいじめとみなされる行為は、ハラスメント、脅迫、暴行、人種差別に基づく脅し等の犯罪とされている。^(注30)

犯罪となるいじめ

いじめがどのような犯罪となるのかは、主に次の11の要件によって異なる。

(1) いじめが発生した場所が、学校の敷地や建物、所有地、学校の授業に関連して訪れた場所かどうか

これは、授業の邪魔や教員への妨害が明確な犯罪として州法上規定されていることを根拠とする。しかし、禁じられている行為となる定義の文言が広いため、あらゆるいじめ行為を含む学校や学校の近所で起きた事件すべてに適用される可能性がある。^(注31)

例えば、学校やその付近での、学校職員や生

徒の活動または学校設備の利用の頑強な妨害、脅迫、誘拐、拘禁や威圧等による生徒の学校活動に対する執拗な妨害、学校事務長やその代理人の要請に反する学校の管轄地からの退出拒否及び占拠の継続並びに学校の設備や機能を損傷するとの脅迫及び実際の損傷等が該当する。これはクラス3の軽罪（最長6か月の拘禁刑もしくは50～750ドルの罰金刑またはそれらの刑の併科^(注32)）となる。

また、スクールバスにおけるいじめは、公共交通機関を危険にさらす罪とみなされる^(注33)。スクールバスが公共交通機関とみなされる理由は、通常、学校や学区によって児童に対し公立学校または私立学校へ通うために提供されるか用いられる交通機関であるためである。

公共交通機関を危険にさらす罪とは、公共の乗物において故意に、死に至らしめ、または重傷を負わせると乗客を脅迫し、殺傷力の高い武器で乗客を脅迫し、あるいはまるで殺傷力の高い武器を持っているかのように装い乗客を脅迫すること等を指している。これはクラス3の重罪（4～12年の拘禁刑もしくは3,000ドル～75万ドルの罰金刑またはそれらの刑の併科^(注34)）とされる。

(2) 殺傷力の高い武器の使用の有無

重大な傷害が加えられるというおそれを抱かせるような脅迫や暴行を故意に行うまたは行おうと試みることは、クラス3の軽罪となる。

武器を用いてこのような脅迫や暴行を行った場合は、さらに重いクラス5の重罪（1年～3年の拘禁刑もしくは1,000ドル～10万ドルの罰金刑またはそれらの刑の併科^(注35)）となる。相手に殺傷力の高い武器を持っていると信じさせるに足るような場合も同様である。重大な傷害とは、死に至る傷害または深刻な不治の障害もしくは身体の機能や部分の欠損を引き起こすことを言い、骨折や火傷も含まれる。

(3) いじめの回数（加害が繰り返し行われたかどうか）

(4) 脅しの性質

一般的にいじめ事件では、その行為が2回以上に及ぶ場合が多いが、繰り返し行われるいじめはストーキング行為とみなされる。

ストーキングとは、被害者を繰り返し尾行し、接近し、接触し、その他あらゆる形のコミュニケーションにより効果的な脅しが行われる場合をいう。通常、人に深刻な精神的ダメージを与えるような方法で行われ、実際に、被害者に深刻な精神的ストレスを与えた場合の加害者の振舞いを指す。

効果的な脅しとは、通常、人が自分の安全に関して当然に恐怖を抱きうるような脅し、物理的行動または繰り返される行為のことである。ストーキング犯は、刑を増加させられる場合がある。

故意にストーキングを行った場合は、クラス5の重罪となる。ただし、被害者と加害者の間に保護命令（加害者による被害者への接近を禁じるか、被害者宅からの退去を命じるもの。裁判所により出される。）が存在していた場合には、さらに重いクラス4の重罪（2年～6年の拘禁刑もしくは2,000ドルから50万ドルの罰金刑またはそれらの刑の併科^(注36)）となる。

一般的ないじめは、ハラスメントともみなされる。人に嫌がらせをし、困らせ、不安にさせる目的で、複数回以上打つ、突く、蹴る等の身体的接触をすることや、会話に際し、侮辱し、嘲り、みだらな言葉を攻撃的に用いるなどして、相手に暴力的なまたは理性を欠く反応をとらせるようないじめはハラスメントとなり、クラス3の軽罪となる^(注37)。

(5) 身体接触と痛みの存在の有無

「ある行為をしろ、さもないと」と強要する

いじめや、いじめ行為の中で、被害者の財産や名誉に損害を与え、被害者の身体を傷つけ、経済的苦境に陥れ、拘束し、または監禁する等の実質的な脅しを行った場合には、恐喝になる。^(注38) これは、クラス4の重罪である。実質的な脅しとは、それが実行されるであろうと信じるに足る相当な理由があり、また、重大な監禁や拘束、傷害や損傷を引き起こすであろうと信じる気持ちを引き起こさせるような脅しである。

(6) 価値ある物品の入手の有無

例えば、昼食代のたかりは窃盗とみなされる。その対象物の価値により刑が決まり、1万ドル未満の場合にはクラス3の軽罪、^(注39) 故意に脅しや暴力を用いて価値のある物品を奪い取った場合にはクラス4の重罪の強盗となる場合もある。^(注40)

(7) 犯人の動機と意図(人種差別的意図の有無)

ある種の偏見を動機とするいじめ行為は、ヘイトクライム(憎悪犯罪)とみなされ、加害者は人種差別規定に基づき刑罰を引き上げられる。

ヘイトクライムとは、被害者の人種、皮膚の色、宗教、血統、出身国、身体的もしくは精神的な障害または性的アイデンティティ等を理由として差別し、嫌がらせをするという意図をもって、故意に、被害者の身体または財産に損傷を与え、被害者の身体や財産に対する不法行為が切迫しているというおそれを抱かせる等の行為を指す。その結果、被害者が傷害を受けた場合は、クラス5の重罪とされる。ただし、身体的損傷が発生した場合に、加害者が他人から幫助または教唆されていた場合には、クラス4^(注41)の重罪となる。ハラスメント罪自体については、クラス3の軽罪からクラス1の軽罪(6か月~18か月の拘禁刑もしくは500ドル~5,000ドル^(注42)の罰金刑またはそれらの刑の併科)へと引き上げられる。

(8) 加害者の数(集団によるいじめかどうか)

集団や団体によるいじめは、暴動の煽動とみなされる。

暴動の煽動とは、5人以上からなる集団を、現在の暴動または差し迫った暴動に係わるよう煽動することや、そのような5人以上からなる集団に指示を出したり、信号を送ったりすることである。これらは、クラス1の軽罪となる。結果として財物の損傷や傷害が引き起こされた場合には、クラス5^(注43)の重罪となる。

暴動に関与すること自体は、クラス2の軽罪(3か月~12か月の拘禁刑もしくは250ドル~1,000ドル^(注44)の罰金刑またはそれらの刑の併科)である。暴動とは、少なくとも3人の人間の集合を含む、無秩序で暴力的な振る舞いにより、政府の機能の遂行を本質的に阻害するような、公共に対する妨害を行うことで、財産の損傷や人体への危害も含む。公立学校の生徒の教育は、政府の機能であるため、この罪が適用される。

(9) 望まない監禁や移動の有無

監禁や無理な移動を含むいじめ行為は、不法監禁や誘拐とみなされる。

例えば、被害者の同意や法的な正当性なしに、被害者を捕捉し、別の場所に移動させることは、第2級誘拐罪でクラス4^(注45)の重罪となりうる。営利の場合には、クラス2の重罪(8年~24年の拘禁刑もしくは5,000ドル~100万ドル^(注46)の罰金刑またはそれらの刑の併科)となる。この場合、被害者への危害のおそれが実質的に強まっていれば、監禁や誘拐のために被害者に対してなされる行いは、重大で顕著である必要はない。例えば、人通りのある場所から、より人目につかない場所に身柄を移すようなことも十分含まれる。

(10) 財産の損害の存在

いじめを行っている中で、故意に他人の不動

産や動産などへの危害が加えられた場合には、財物毀損損傷罪となる。その場合の罪状は、被害の総額による。1万ドル未満の損害は、クラス3の軽罪である。^(注47)

(II) 被害者の法的地位や年齢（障害者に対する犯罪や児童虐待としての刑罰の引き上げ）

いじめの対象となるのは、しばしば身体的または精神的な障害を持つ子どもである。このような場合、加害者は、障害を持つ未成年者に対する犯罪に関する法律に基づき、刑罰が引き上げられる。

例えば、第3級暴行・暴行脅迫の被害者が、障害を持つ未成年者であった場合、犯罪はクラス1の軽罪からクラス6の重罪（1年～18か月の拘禁刑もしくは1,000ドル～10万ドルの罰金刑またはそれらの刑の併科）^(注48)へと引き上げられる。強盗や窃盗の場合も同様に罪が重くなる。

障害を持つ未成年者とは、18歳未満で、手足の損失や機能の恒久的な損失により目が見えない、歩けない、聞こえない、話せない、機械がなくては呼吸できない等の障害があるか、知的障害がある者である。また、これらに関連する状態が原因で生じている発達障害や自閉症等も含まれる。

いじめに対する学校側の責任

判例上、いじめ事件において学校側は、次の5つの状況に当てはまる場合、生徒の保護責任を追及される。

- (1) 被害生徒が、限定的なグループの一員である場合
- (2) 被害生徒が、切迫した深刻な危害のおそれ
が実際に存在すると訴えている場合
- (3) 危機が明らかに認識されている場合
- (4) 学校側が、故意に危機を軽視し、無視する
行動を取っている場合
- (5) 学校側や教職員の振舞いが、全体的に見て

「良心を破壊するような」ものである場合

第VII章 親の法的責任

前の2章のような場合に、対象となる生徒の親や保護者、後見人などは、その少年にかかわる少年事件裁判に出廷する義務がある。^(注49)また、少年の矯正や訓練の遂行、被害者への損害賠償等に関して、保護者としての責任を問われる場合もある。

また、未成年者が、重罪を犯すために銃を使用するであろうという実質的で重大な危険の存在に気づきながら、故意に銃を与え、所有することを認め、その犯罪の防止に対して合理的な努力を払わなかった場合には、親や保護者は罪^(注50)に問われる。

第VIII章 報告義務

州法では、法執行機関と学校長や学校区との間で、生徒の犯罪や非行に関する情報を共有するよう義務付けている。^(注51)学校や学校区は、停学・退学手続にそれらの情報を用い、法執行機関は、事件の捜査や裁判に用いる。

捜査機関から学校区に対して、18歳未満の生徒が殺傷力の高い武器の所有やそれを利用した脅迫、傷害致死罪、障害者に対する犯罪、第1級及び第2級暴行・暴行脅迫、誘拐等のかどで起訴された場合、捜査機関が有する生徒に関する情報は、学校区に伝えられる。それに基づき学校区教育委員会は、その生徒に対して停学及び退学の手続を進めることとなる。教育委員会は、退学手続を判決が確定するまで延期することもできるが、有罪が決定し、少年院送致等の処分が決まった場合には、退学としなければならない。

また、学校の土地や建物内における武器の所持や運搬、麻薬や規制薬物の販売、強盗等の強制的退学事由により起訴され有罪とされた18歳未満の生徒に関して、所管の裁判所（少年裁判

所以外も含む)は、その生徒の学校区に対し、その旨の通知を行うことが義務付けられている。^(注52)

未成年者の非行事件が起訴された場合、検察官から学校長に対して報告義務が生じる。^(注53)

学校長は、司法機関から12歳以上18歳未満の生徒が暴力、不法な性的行為、薬物規制違反やその他の強制的退学事由とされる犯罪で有罪となった場合にも通知を受ける権限を有する。^(注54)

また、学校職員はその職務に必要な範囲で、少年司法当局、虐待等の調査機関等が維持管理している生徒の記録を入手することができる。^(注55)

学校区教育委員会からは、教職員に対する生徒による州法上の犯罪(嫌がらせ、脅迫、暴行、児童虐待に関する虚偽の訴え、教職員の財産不動産を損傷すること)や生徒のけんかを、地区の法務長官や警察、司法機関等に報告しなければならない。^(注56)

加えて、学校区教育委員会は、連邦法及び州法の下、許容される範囲で、学校環境の安全を保つために少年司法、法執行機関やソーシャルサービス等と可能な範囲内で協力する内容の協定書を取り交わすことが義務付けられている。

公立学校側からの法執行機関や司法当局に対する情報の提供義務としては、生徒が関係する犯罪捜査を理由として要求された場合の、該当する生徒の懲戒や出席の記録の提供等がある。^(注57)

これらの情報開示は、個人情報保護と密接な関係を有する。コロラド州のすべての公立学校は、個人情報保護を規定した連邦法(FERPA: 家族の教育上の権利及びプライバシー連邦法)^(注58)に従うことが求められる。

この法律では、生徒が書面で許諾しない限り、教育機関が生徒の情報を開示し、生徒の記録に対する捜査を認めることは許されない。ただし、コロラド州法上、司法機関や法執行機関への提供が義務付けられ、学校側からの開示が認めら

れる情報は、FERPA の定める機密扱いされるべき情報の例外規定に該当するものとされている。

また、生徒の健康上必要である等の緊急の理由で、個人を特定しうる生徒の情報を学校側が適切な機関に対して開示することについては、連邦規則上、FERPA による禁止の対象外と規定されている。^(注59)

FERPA の例外とみなされる上述の情報以外の、開示によりプライバシー侵害等の苦痛や害が想定されないが個人を特定しうる情報(例えば、電話番号やクラブの所属や単位取得状況等)を、学校側が開示しようとする場合には、FERPA の下位規則に従い取り扱われる。^(注60)その場合、親(18歳以上の場合には生徒本人)は、学校側から情報開示についての告知を受けた上で、公開する情報の種類に制限を加えるか、公開自体を拒否することができる。

第IX章 生徒捜査のガイドライン

学校側は相当な理由がある場合、生徒に対し捜査を行うことができる。ただし、不適切な捜査により生徒のプライバシーを侵害することがないように、合衆国憲法第4修正(不合理な捜査、押収、抑留の禁止)に反することは許されない。コロラド州法では、学校区の生徒行為規律規程に、生徒の捜査、特にロッカーや所持品の捜査に関して詳細な規定を設けることを義務付けている。手引には、そのモデルとなる規定が掲載されている。法律や生徒行為規律規程の違反が疑われる相当な理由に基づく強制的な捜査を行う場合と、生徒自身の承認を得た上で行う任意の捜査の2種類に分けて規定されている。

IV ジェファーソン学校区の行為規程

学校区の生徒行為規律規程の内容が、具体的にどのようなものであるかを簡単に紹介したい。

以下は、コロラド州ジェファーソン学校区^(注61)の
行為規程の目次である。

ジェファーソン・カ운ティー公立学校行為
規程及び関連指針 (Jefferson County Public
Schools Conduct Code and Related
Policies)^(注62)

第Ⅰ章 生徒の行為・規律

- ・ 生徒の権利と責任
- ・ 停学及び退学の事由
- ・ 学校における武器
- ・ 生徒の薬物及びアルコールに関する関与
- ・ いじめの防止
- ・ 生徒のいやがらせ
- ・ 生徒による喫煙及びタバコを用いたその他の行為
- ・ スクールバスにおける生徒の管理
- ・ 生徒服装規程
- ・ 秘密結社・ギャング活動及び服装
- ・ 生徒の欠席と早退
- ・ 無断欠席
- ・ 生徒によるインターネットの利用

第Ⅱ章 生徒の懲戒手続

- ・ 生徒の懲戒
- ・ 体罰・相当な理由のある拘束
- ・ 生徒の取調べ、捜査及び逮捕
- ・ 警察当局との連携
- ・ 生徒の停学及び退学
- ・ 障害を持つ生徒の停学及び退学

第Ⅲ章 その他の重要な指針

(略)

ジェファーソン学校区の行為規程は、80ページ強の詳細なものである。本稿では、第Ⅰ章中の「いじめの防止」(学校区指針 JBC、2001年6月7日採択)の部分の概要のみ紹介する。

「いじめの防止」では、学校で決していじめ

を発生させないよう学校関係者と生徒の全員が責任を持つことを最終目標として、以下のような事柄を掲げている。

- ・ いじめを受けた生徒は誰でも、すぐに教職員に通報すること。
- ・ いじめ事件に遭遇した教職員は、速やかに校長に対し適切な処置や行為を行うことを要請すること。
- ・ いじめを目撃した教職員は、やめさせるための適切な処置、活動を直ちに行い、校長に通知し、適切に対処するよう求めること。
- ・ 校長はいじめについて報告を受け、対応を要請された場合には、早急に対処すること。
- ・ いじめた生徒に対して、退学、停学を含む懲戒を行うこと。その他校長が適切と考える場合には、次のような方法も可能である。
 - * 生徒に対し、いじめが禁止されており、いじめを行った場合にはどのような懲戒が行われるかについて教諭するプログラムを実施する。
 - * 学校側による介入の後も引き続きいじめを続ける加害生徒を、被害者や他の生徒から引き離す措置をとる。
 - * 学校側による介入の後も引き続きいじめを続ける生徒に対して、遠足参加、課外活動等の特典を剥奪する。
 - * 教職員がいじめを校長に通報したり、いじめを防止したりするための能力を養う研修を実施する。

これは、コロラド州暴力の防止及び研究センターが提案する、有効ないじめ対策のために学校区が採用すべき方針をほぼ踏襲する内容となっている。

おわりに

本稿では、コロラド州の公立学校の生活が、州法と学校区教育委員会の規則によって、詳細に規定され、管理されていることを紹介した。これは、校内での凶悪な暴力事件の多発や規制薬物の濫用といったアメリカの特殊な社会事情が如実に反映されたものとも考えられる。

1990年代はアメリカの学校において生徒による銃乱射事件が頻発しており、1999年にはコロンバイン高校銃乱射事件が発生した。これらの乱射事件に共通する犯行動機の1つに、学校でのいじめに対する報復という側面があったことは、アメリカでは一般的に認識されているところである。そのため、いじめ防止・対応策の強化が、学校の安全という枠組みの中で明確に位置づけられるようになったと考えられる。

冒頭に言及した日本における教育再生会議の議論の動きも、加害者の処遇を見直す等、生徒に対する規律の強化の方向性が垣間見られる^(注64)。しかし、学校においては一瞬たりとも生徒から管理の目を離さないというコロラド州のような仕組みは、学校側、生徒側の両者に対して、あまりにも柔軟性を欠く学校生活を強いる結果となる可能性もありえる。アメリカでのこのような制度に対する評価に、十分に目を配っていく必要がある。

ただ、いじめ行為がいかなる犯罪を構成しうるのかを明確にし、生徒の懲戒処分を明確にしておくという方策は、いじめ行為の重大性をうやむやにしないという点で見るべきものの多い取組みであると考えられる。また、いじめ防止指針策定を学校区の法的義務とし、公立学校や学校区のアクレディテーションの条件にまでしている点は注目される。学校や教育委員会がいじめ問題に対し、今後どのように主体的、積極的に関与していったらよいか、日本における議論にも参考になる点が多い。

注

*インターネット情報はすべて2007年2月28日現在である。

- (1) 例えば、「いじめ対策、教委やり玉 再生会議で改革論、「隠蔽」との批判」『朝日新聞』2006.10.26を参照。
- (2) 「教育再生会議 第1次報告について」平成19年1月24日教育再生会議担当室、首相官邸ウェブサイト<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/kettei/070124houkoku.html>>
- (3) Rachel Dinkes et al., *Indicators of School Crime and Safety 2006*, U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics, Dec. 2006, <<http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/pub/pdf/iscs06.pdf>>
- (4) Select School Safety Enactments (1994-2004), Bullying and Student Harassment, NCSL ウェブサイト<<http://www.ncsl.org/programs/cyf/bullyingnac.htm>>
- (5) *ibid.*
- (6) 州の義務就学年齢の対象となる児童生徒に対しては、その権利を侵害するような懲戒は、当然課すことはできない。
- (7) 連邦法、合衆国憲法が関係するような場合には、私立学校も対象となることもある。
- (8) 安田隆子「教育委員会—その沿革と今後の改革に向けて—」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』566号, 2007.3.1, p.2.
- (9) William J. Moloney, *Colorado Accreditation Program Implementation Guidelines*, July 2006, コロラド州教育省ウェブサイト<<http://www.cde.state.co.us/cdeedserv/download/pdf/Accred-Guidelines.pdf>>
- (10) 22-32-109.1, C.R.S.(2005).
- (11) 昭和35年4月1日教育委員会規則第8号。
- (12) 昭和22年3月31日法第26号。
- (13) 平成10年10月16日10教学高第578号, 最終改正平成16年3月26日15教学高第2349号。

- (14) 学校案内中「校内規程」, 東京都立板橋高等学校公式ウェブサイト<<http://www.itabashi-h.metro.tokyo.jp/Guide/regulations2.html>>
- (15) 昭和39年3月31日条例第113号.
- (16) Attorney General of Colorado John W. Suthers, *Colorado School Violence Prevention and Student Discipline Manual* (Revised edition, Oct. 2006).コロラド州法務長官ウェブサイト<<http://www.ago.state.co.us/schoolvio/svpm2006.pdf>>
- (17) 22-32-109.1(2)(a)(I), C.R.S. (2005).
- (18) 22-32-109.1(2)(a)(IV), C.R.S. (2005); 18-1-703(1), C.R.S. (1998) ほか判例法による。ただし、州法上の児童虐待の定義に抵触するような内容を規定することはできない。
- (19) 22-32-109.1(2)(a)(VI), C.R.S. (2005).
- (20) 22-32-109.1(1), C.R.S. (2005).
- (21) 22-32-109.1(2), C.R.S. (2005).
- (22) 22-33-105(2)(a), C.R.S. (2005).
- (23) 殺傷力の高い武器とは、火器やナイフや棍棒等のように、人を死に至らしめ、または重大な傷害を負わせることができる武器、装置、器具、物質または生物もしくは無生物を指す。18-1-901(3)(e), C.R.S. (2005).
- (24) 18-12-105.5(1), C.R.S. (2005).
- (25) 18-18-405 and 18-18-407(2)(a), C.R.S. (2005). 学校での麻薬類の販売等は刑が引き上げられる。
- (26) 18-8-110, C.R.S. (2005).
- (27) 18-9-109(1) and (2), C.R.S. (2005).
- (28) 19-9-109(3), C.R.S. (2005).
- (29) 22-32-109.1(2)(a), C.R.S. (2005).
- (30) 「1人以上の生徒に対して苦痛を引き起こすことを意図した、書面や口頭の表現または身体的な行動やジェスチャーまたはそれらに類する行為」22-32-109.1(2)(a)(X), C.R.S. (2005).
- (31) 18-9-109, C.R.S. (2005).
- (32) 18-9-109(5), C.R.S. (2005).
- (33) 18-9-115, C.R.S. (2005).
- (34) 18-9-115(c), C.R.S. (2005).
- (35) 18-3-206, C.R.S. (2006).
- (36) 18-9-111(4)(b), C.R.S. (2005).
- (37) 18-9-111(1)(a) and (h), C.R.S. (2005).
- (38) 18-3-207, C.R.S. (2005).
- (39) 18-4-401(2), C.R.S. (2005).
- (40) 18-4-3-1(1), C.R.S. (2005).
- (41) 18-9-121(3), C.R.S. (2005).
- (42) 18-9-111(2), C.R.S. (2005).
- (43) 18-9-102(3), C.R.S. (2005).
- (44) 18-9-104(1), C.R.S. (2005).
- (45) 18-3-302(1), C.R.S. (2005).
- (46) 18-4-301, C.R.S. (2005).
- (47) 18-4-501(1), C.R.S. (2005).
- (48) 18-6.5-103(3)(c), C.R.S. (2005).
- (49) 19-2-109(6), C.R.S. (2005).
- (50) 18-12-108.7, C.R.S. (2005).
- (51) 22-32-109.1(3), C.R.S. (2005).
- (52) 22-33-106.5(2), C.R.S. (2005).
- (53) 19-1-304 (5.5), C.R.S. (2005).
- (54) 22-33-105(5)(a) and 19-1-304(5), C.R.S. (2005).
- (55) 19-1-303(2)(c), C.R.S. (2005).
- (56) 22-32-109.1(3)(c), C.R.S. (2005).
- (57) 22-33-107.5, C.R.S. (2005).
- (58) Family Educational Rights and Privacy Act, 20 U.S.C. 1232g.
- (59) 34 C.F.R. 99.36.
- (60) 34 C.F.R. 99.3; 34 C.F.R. 99.37.
- (61) ジェファーソン学校区には、1999年4月に銃乱射事件が発生したコロンバイン高校が所属している。
- (62) *Jefferson County Public Schools Conduct Code and Related Policies, Fall 2006*, JEFFCO Public Schools. ジェファーソン学校区公式ウェブサイト<<http://sc.jeffco.k12.co.us/education/components/docmgr/default.php?sectionid=15901>>
- (63) The Center for the Study and Prevention of Violence ウェブサイト<<http://www.colorado.edu/cspv>>
- (64) 例えば、「文科省、体罰基準を通知 「指導」毅然と」『産経新聞』2007.2.6、「道徳」「教科」に格上げ

案 成績評価も視野、教科書は「検定」 再生会議で
議論へ」『朝日新聞』2007.3.30を参照。

(いび みえこ・海外立法情報課)